(別紙)

平成23年4月27日付課法4-10ほか3課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲 げるように改正する。 (対) 下絶なけれた郊八がみエ郊ハでなる

| ででした部分が成正部分である。 改 正 | 後 | 改正前 |
|---|------------------------------|--|
| 取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書) | | (7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書) |
| 先行取得資産に係る買換えの特例の 適用に関する届出書(震災特例法19、27) | ※整理番号 ※蘇//-/-/種語 | 先行取得資産に係る買換えの特例の ※整理番号 適用に関する届出書 (震災特例法 19、27) ※離パー7難録 |
| 型能人 点 中連 (フリガナ) 体結 法 人 法 人 (フリガナ) (スリガナ) (フリガナ) (スカー) (フリガナ) (大 表 (スカー) (フリガナ) (大 表 (カー) (カー) (カー | 電話() — | 機能人 (フリガナ) 法人名等 単連 体結 法親 電話() - 人法人表者氏名 電 (フリガナ) (フリガナ) 人表者氏名 電 代表者氏所 下 |
| 代表者住所 | | 税務署長殿 事業種目 業 |
| | 5 19 条 第 3 項 5 27 条 第 3 項 | 連 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地電話() - (フリガナ) (大 妻 者 氏 名 (大 妻 者 氏 名 (大 妻 者 任 所 事業 種 目 第 日 年 日 日 年 日 年 日 日 年 日 日 年 日 日 年 日 日 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 19 条 第 3 項 第 27 条 27 条 |
| 記 種 類 規 模 所 在 地 得 用 途 政 得 年 月 日 年 月 日 年 月 取 得 価 額 | 日 年 月 日 円 円 | 種 類 規 模 規 模 |
| そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 | (規 | せ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 格 |
| 税理士署名押印 | (f) A | 税 理 士 署 名 押 印 a A 4 |
| ※稅務署 部 決算 業種 董 整理 備 処理欄 門 期 番号 号 房 考 | 通信 年 月 日 確認 中 付印 | ※稅務署 決算 業種 整理 通信日付印 年月日 確認 処理欄 期 番号 簿 備考 通信日付印 年月日 可 |

(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関 する届出書(震災特例法19、27)の記載要領等

1 この届出書は、法人(連結法人を含みます。)が取得(製作又は建設を含みます。)をした資産に ついて、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」 といいます。)第19条第3項又は第27条第3項((先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)) の規定の適用を受ける場合に、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。) 又は連結親法人がそ の旨を届け出るときに使用してください。

なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んで ください。

- (注) 震災特例法第19条第3項又は第27条第3項の規定の適用を受けることができる先行取得資 産は、法人が平成23年3月11日以後に取得をするものに限られます。
- 2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内 に、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第19条第3項又は第27条第3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載し てください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名 等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表 者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3)「種類」欄及び「用涂」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用 年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- (4)「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置 等にあっては処理能力等を記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士 等が署名押印してください。
- (6)「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関 する届出書(震災特例法19、27)の記載要領等

前

1 この届出書は、法人(連結法人を含みます。)が取得(製作又は建設を含みます。)をした資産に ついて、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」 といいます。) 第19条第3項又は第27条第3項((先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)) の規定の適用を受ける場合に、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。) 又は連結親法人がそ の旨を届け出るときに使用してください。

なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んで ください。

- (注) 震災特例法第19条第3項又は第27条第3項の規定の適用を受けることができる先行取得資 産は、法人が平成23年3月11日以後に取得をするものに限られます。
- 2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内 に、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第19条第3項又は第27条第3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載し てください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税 地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表 者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3)「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用 年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- (4)「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置 等にあっては処理能力等を記載してください。
- (5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士 等が署名押印してください。
- (6)「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 正

改

税理士署名押印 (1) ※税務署 決 算 確認 年 月 日 処理欄 期 27.06改正

改 正 前

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の 譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

| 公弟署受 | AL. | 咸額又は特定 | の資産の譲 | 度に伴い設 | 定をした | | | | | | |
|--|--|--|--------|----------|--------|-------------|-------------------|--------------|------|-----|-----|
| | 期中特別勘定に | 関する届出書 | (震災特例法 | £ 19、20、 | 27、28) | * | <i>iがループ</i> 整理番号 | | | | |
| / | 1 | 提出法人 | (フリ | ガナ) | ļ | | | | | | |
| \ |) | | 法 人 | 名 等 | | | | | | | |
| The same of | and the second | 単 連 | 納務 | . 地 | 王 | | | | | | |
| | | 体 結 | | | | 電 | 話(|) | _ | | |
| 平成年 | 月日 | 法 親 | (フリ | | ļ | | | | | | |
| | | 人法 | 代表者 | 氏 名 | | | | | | | 0 |
| | | 人 | 代 表 者 | 住所 | ₹ | | | | | | |
| | 税務署長属 | ^元 | 事 業 | 種 目 | | | | | | | 業 |
| * (フリ | ガナ) | | | | 1 | \•/ | | | | | |
| 車舗と対 | 夕 竺 | | | | | * | 整理番 | 号 | | | |
| 計算 本店又 | | | | | | 税 | 部 | 門 | | | |
| 余吉 | | | (| 局 | 署) | 務 | HIP | ' ' | | | |
| 法 事///// | D所在地 (ガナ) | 電話(|) - | | | 署 | 決算 | 期 | | | |
| 纂 代表者 | | | | | | 処 | 業種番 | : 号 | | | |
| 限 | 者住所 〒 | | | | | 理 欄 | 整理 | 簿 | | | |
| (- | 66 H | | | | ж | 1199 | /I | <i>u</i> . [|] 親智 | 署 ⇒ | 子署 |
| 事業 | 種目 | | | | 業 | | 回付 | 先 [|] 子 | | 調査課 |
| により又は震災特例法 | 第27条第10 特定の資産の譲渡に伴い 第20条第3項 第28条第4項 | い設定をした | | 定について | | - U - / - & | 707) | | | | |
| ASSC 1917 MZ | 第28条第4項 | (| | лща / 。 | | | | | | | |
| | | | 記 | | | | | | | | |
| | 注 / | 夕 生 | 2 | | | | | | | | |
| | | 名 等 税 地 | | | | | | | | | |
| | 等に納法人等 | | 1 | | | | | | | | |
| 係る分割承継 適 格 | 等に納 | 税 地 者 氏 名 の 日 | 1 | | | 年 | | 月 | | 日 | |
| 係る分割承組 適 格 譲 種 | 等 に 納 代 表 分 割 等 | 税 地 者 氏 名 の 日 類 | | | | 年 | | 月 | | FI. | |
| 係る分割承継 | 等 (C 納 / | 税 地 者 氏 名 の 日 類 | | | | 年 | | 月 | | В | |
| 係る分割承組 適 格 譲 種 | 等 (C 納 / | 税 地 者 氏 名 の 日 類 | | | | 年 | | 月 | | 日 | |
| 系る分割承継 | 等に 熱 (代表 分割等 在 (土地等の場合 | 税 地 者 氏 名 の 日 類 は面積) | | | | | | | | | |
| 係 | 等に 納代表 分割等 在 (土地等の場合 渡年 | 税 者 氏 名 の 日 数 は 面 積 月 日 数 は の 長 数 は の は の は の は の は の が は の は の が は の が は の が は の が は の が は の が は の が は の が は の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の | | | | | | | | | |
| 係 | 等に 納代表 分割等 在 (土地等の場合 渡年 | 税 者 氏 名 の 日 数 は 面 積 月 日 数 は の 日 数 は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は は の は る は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は め は る は る は る は る は る は る る る は る る は る る は る る る は る は る る る る る は る る る る る る る る る る る る る | | | | | | | | | |
| 係 < | 等 (C | 税 地 者 氏 名 の 日 類 は面積) 月 日 類 世 は面積) は面積) | | | | 年 | | 月 | | 日 | |
| 譲渡資産 取得見 種 所 | 等 (C | 税 者 氏 名 の 日 数 は 面 積 月 日 数 は の 日 数 は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は は の は る は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は め は る は る は る は る は る は る る る は る る は る る は る る る は る は る る る る る は る る る る る る る る る る る る る | | | | | | | | | |
| 係 | 等 (C | 脱者 地名 おより 日本 は面積) 日本 は面積) 日本 は面積) 日本 日本 日本 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td><td>円</td></td<> | | | | 年 | | 月 | | 日 | 円 |
| 系 | 等 (た | 院 地名 | | | | 年 | | 月 | | 日 | 円 |

26.06改正

徬

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の 帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別 勘定に関する届出書(震災特例法 19、20、27、28)の記載要領等

1 法人(連結法人を含みます。)が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。)を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。

| | 根拠条文 | 届出根拠条文 |
|---|----------------|--|
| (1) 特定の資産の買換えの場合 における買換資産の帳簿価額 の減額の届出 | 21 | 第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項) |
| (2) 特定の資産の譲渡に伴い設 定をした期中特別勘定に関す る届出 | 第90条第9項 | 第20条第3項 第28条第4項 |

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第 28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、 所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載して ください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項(第20条第8項において準用する場合を含みます。)、第27条第8項(第28条第9項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第20条第2項、第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三 (五)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (10)「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ (8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の 譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

正

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の 帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別 勘定に関する届出書(震災特例法 19、20、27、28)の記載要領等

1 法人(連結法人を含みます。)が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。)を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。

| | 根拠条文 | 届出根拠条文 |
|---|-----------|--|
| (1) 特定の資産の買換えの場合 における買換資産の帳簿価額 の減額の届出 | 21 | 第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項) |
| (2) 特定の資産の譲渡に伴い設 定をした期中特別勘定に関す る届出 | 第20条第 2 項 | 第20条第3項 第28条第4項 |

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第 28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、 所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載して ください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項(第20条第8項において準用する場合を含みます。)、第27条第8項(第28条第9項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第20条第2項、第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (10)「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください

改

前

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書 (震災特例法 20、28) の記載要領等

- 1 この申請書は、法人(連結法人を含みます。)が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第1項又は第28条第1項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度(以下「譲渡事業年度」といいます。)の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から2月以内に提出する必要があります。 なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、 当該事情が生じた日から2月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法 第19条第1項又は第27条第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の<u>「納税地」、「法人</u> 名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏列」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3)「申請時の 震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号 震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額 (譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。)を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
- (4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
- イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等)を記載してください。
- ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
- ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
- 二 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が 土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
- (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
- (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (7)「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ (9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書 (震災特例法 20、28) の記載要領等

正

- 1 この申請書は、法人(連結法人を含みます。)が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第1項又は第28条第1項の規 定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情 によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度(以下「譲渡事業年度」 といいます。)の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から1年を経過する日までの期間内に買 換資産を取得することが困難なため、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法 人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から2月以内に提出する必要があります。 なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、 当該事情が生じた日から2月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法 第19条第1項又は第27条第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通 (調査課所管法人にあっては2通) 提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の<u>「法人名等」、「納</u>税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3)「申請時の 震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号 震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額 (譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。)を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行
- (4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
- イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等)を記載してください。
- ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
- ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。

- 二 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が 土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
- (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
- (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (7)「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ

うとする買 価 額 換資産の内 所在地 買換資産の取得 予 定 年 月 日 認定を受けようとする年月日 . . (設定期間の延長を必要とする理由) (その他参考となるべき事項)

番

整 理

簿

通信

日付印

0

確認

※税務署 処理欄 27.06改正

税理士署名押印

決 算

期

業種

正 (12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請

前

改

| . 温季マベ. | の場合には | | | :定の資産0 ∥勘 定 の割 | | | ※整理番号 | | |
|--|---|-------|----------|-------------------|------|------|-------------------|-----|-------|
| 份斯署受付例 | 延長承認 | | | | | | ※道指グループ整理番号 | | |
| 7 T | | 提出法人 | (フ | リガナ)_ | | | | | |
| $-$ \ $-$ \ | | | 法人 | . 名 等 | | | | | |
| Section of the sectio | | 単連体結 | 44 | 7M III. | 王 | | | | |
| 平成 年 月 | 日 | 法親 | <u>納</u> | 税 地 | | | 電話() | _ | |
| | | 人法 | (フ | リガナ) | | | | | |
| | | 人 | 代 表 | 者氏名 | | | | | • |
| | | | 代 表 | 者 住 所 | ₹ | | | | |
| | ・ 務署長殿 | | 事業 | 種目 | | | | | 業 |
| (フリガナ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | | | | * | 整理番号 | | |
| 法人名等 | | | | | | 税 | | | |
| 象が 連 本店又は主たる | Ŧ | | (| 局 | 署) | 務 | 部門 | | |
| 新子法人。 事務所の所在地 | | 舌 (|) | _ | | 署 | 決算期 | | |
| a () () () () | | | | | | 処理 | 業種番号 | | |
| 合に限したませんで | | | | | | 欄 | 整理簿 | | |
| 代表者住所 | ' | | | | | Ibel | 正在併 | □親署 | ⇒ 子署 |
| 事業種目 | | | | | 業 | | 回付先 | | → 調査課 |
| 東日本大震災の被災 | ぐ者等に係る国税 | 判除法律(|)臨時特例(| こ関する法律 | (以下「 | 震災特 | 例法」といいま | す。) | |
| 東日本大震災の被災 第20条第2項 第28条第3項 設定期間を下記に。 | の規定によ | る適格分 | 割等を行う | 場合の特定の | | | 例法」といいま の場合におけ | | 勘定の |
| 第20条第2項 第28条第3項 | の規定によ | る適格分 | 割等を行う | | | | | | 勘定の |
| 第20条第2項 第28条第3項 | の規定によ より延長したいの ⁻ | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の | 資産の | 買換え | の場合におけ | | |
| 第20条第2項 第28条第3項 設定期間を下記に。 災特例法第20条第2 | の規定によ より延長したいの ⁻ | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の | 資産の | 買換え | の場合におけ | | |
| 第20条第2項第28条第3項 設定期間を下記に。 災特例法第20条第2 該適格分 等に係る | の規定によ より延長したいの ⁻ | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の | 資産の | 買換え | の場合におけ | | |
| 第20条第2項第28条第3項 設定期間を下記に。 設定期間を下記に。 災特例法第20条第2 該適格分 該適格分 誘等に係る 割承継法 | の規定によ より延長したいの ⁻ | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の | 資産の | 買換え | の場合におけ | | |
| 第20条第2項第28条第3項設定期間を下記に。 設定期間を下記に。 淡特例法第20条第2 該適格分 種類 構造 等限点におよい。 より、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | の規定によ より延長したいの ⁻ | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の | 定する其 | 買換え | の場合におけ | | |
| 第20条第2項第28条第3項第28条第3項 設定期間を下記に。 設定期間を下記に。 災特例法第20条第2 該適格分 該適格分 る割承継法 取得しよ 規模 規模 | の規定によ より延長したいの ⁻ | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の記 | 定する其 | 買換え | の場合におけ | | Ħ |
| 第20条第2項第第28条第3項 設定期間を下記に。 設定期間を下記に。 災特例法第20条第2 護等事態により、 護等事態により、 関係のででは、 関係のででは、 関係のでは、 関係では、 関係のでは、 | の規定によ より延長したいの ⁻ | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の記 | 定する其 | 買換え | の場合におけ | | Ħ |
| 第20条第3項項第28条第3項項第28条第33項項第28条第33項項第定期間を下記に。 設定期間を下記に。 災等例法第20条第2 種構規循係法法、以 政直係係法としよ資産の内 の所取目のの の所取目の ののでである。 を変定を受けよう。 | の規定によ より延長したいの ⁻ | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の記 | 定する其 | 買換え | の場合におけ | | Ħ |
| 第20条第2項第28条第3項 設定期間を下記に。 設定期間を下記に。 災特例法第20条第2 災特例法第20条第2 通道に承継おいよし資産に承継おいよし資産の内 例在14 優定年の月 | の規定により延長したいの 項・第28条第31 | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の記 | 定する其 | 買換え | の場合におけ | | Ħ |
| 第20条第3項項項第28条を下記に。 第第28条を下記に。 設定期間を整備を発生の 一般を発生の 一般を発生の 一般を発生の 一般を発生の 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を 一般を | の規定によ すり延長したいの 項・第 28 条第 3 1 | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の記 | 定する其 | 買換え | の場合におけ | | Ħ |
| 第20条第2項第28条第3項 設定期間を下記に。 設定期間を下記に。 談等所法第20条第2 1数適に係法いよ資産にはしようの内 原産年月月月日のの内 原産年月月日のの日月1月日の日日の日日は月日の日日は月日の日日は月日の日日は月日の日日は日本の日は日本の | の規定により延長したいので 項・第28条第31 単・第28条第31 を事項) | で申請しま | 割等を行う | 場合の特定の記 | 定する其 | 買換え | の場合におけ | | Ħ |

(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書(震災特例法20,28)の記載要領等

- 1 この申請書は、法人(連結法人を含みます。)が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第1項又は第 28条第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度におい て適格分割又は適格現物出資(以下「適格分割等」といいます。)を行う場合において、同法第 20条第2項又は第28条第3項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設け た場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人(以下「分割承継法人等」 といいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度 終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単 体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに 使用してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通 (調査課所管法人にあっては2 通) 提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「震災特例法第20条第2項・第28条第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別 勘定の金額」欄には、震災特例法第20条第2項又は第28条第3項の規定により設けるこれ らに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等)を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - 二 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
- (5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得 しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。
- (6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第20条第2項又は第28条第3項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
- (7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第20条第2項又は第28条第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ い。 (12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書(震災特例法20,28)の記載要領等

- 1 この申請書は、法人(連結法人を含みます。)が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第1項又は第 28条第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度におい て適格分割又は適格現物出資(以下「適格分割等」といいます。)を行う場合において、同法第 20条第2項又は第28条第3項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設け た場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人(以下「分割承継法人等」 といいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度 終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単 体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに 使用してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通 (調査課所管法人にあっては 2 通) 提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「震災特例法第20条第2項·第28条第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別 勘定の金額」欄には、震災特例法第20条第2項又は第28条第3項の規定により設けるこれ らに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等)を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - 二 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産 が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してくだ さい。
- (5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得 しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。
- (6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第20条第2項又は第28条第3項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
- (7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第20条第2項又は第28条第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ い。 (14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

| | 哈斯里 受付切 | 適格分割 に 係 る に関する | 特別勘 | 定の | 金额 | 額の引 | 継 | ぎ | 整理 | | | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------|-----------|------|-----------------|-------|------------|----------|--------------|-----|-----|---------------|----|------|
| | | | 提出法人 □ 単 結 | <u>(フ</u> | 税 リガ | <u>地</u> ナ)_ | 工 | | 電話(| | | _ | | | |
| 4 | 死成 年 月 | 日 | 活 親 法 人 | 法丿 | しずりが | 番 号 | | | | | | | - | | |
| | | | | 代表 | 者 | 氏 名 | Ŧ | | | | | | | Œ |) |
| | | 務署長殿 | | 事業 | | | | | | | | | | 業 | 496/ |
| 連 (雇出の | (フリガナ) 法 人 名 等 | | | | | | | ** | 整 | 理番号 | | | | | |
| 対象が連結で | 本店又は主たる事務所の所在地 | Ŧ | | (| | 局 | 署) | 税務 | 部 | 算 期 | | | | | |
| 理 結 子 法 (届出の対象が連結子法人である場合に | (フリガナ) 代表者氏名 | 電話 | () | | _ | | | 署 処 | | 异 · 州 種番号 | | | | | |
| 限り記 | 代表者住所 | ₹ | | | | | | 理欄 | 整 | 理簿 | | 親署 | \Rightarrow | 子署 | |
| 人態 | 事業種目 適格分割等による | 特定の資産の譲渡 | に係る特別 | 別勘定の | 金額の | の引継き | だつい (| | | 付 先 | | 子署 | \Rightarrow | 調査 | 果 |
| | 東日本大震災の被災 こより下記のとおり | | 係法律の間 | 臨時特例 | | する法律 | : | 第20 第28 | | | Ø | 規定 | | | |
| | | 適格分 | 割等 | | 記適 | 格 | 分 害 | 1 . | 適 | 格 | 現 物 | 7 出 | 資 | | _ |
| | 分割等に係る | 納税 | 名 等 地 | | | | | | | | | | | | |
| 適 | 格分割 | 代表者 等の年 | 氏 名 月 日 | | | | | 年 | <u> </u> | 月 | | | 3 | | _ |
| 分割 | 承継法人等に引き | き継ぐ特別勘定 | の金額 | | | | | | | | | | | 円 | _ |
| 分割剂 | 承継法人等に引き | l | | | | | | | | | | | | 円 | |
| 期中特 | 勘定の金額又は 特別勘定の金額 る譲渡資産 | 種 所 在 規模(土地の場合 | | | | | | h | - | | | | | | |
| | する見込み | 譲渡年 種類及び 所 在 | 地 | | | | | 年 | | j | 1 | | F . | | |
| | あ る 資 産 | 規模(土地の場合 取 得 予 ている表の各号 | 定 日 | | | | | 年 | Ē. | J | 1 | | 日 | 号 | |
| | D他参考となるべき | | 20 | 1 | | | | | | | | | | • | _ |
| 税: | 理士署名排 | 甲印 | | | | | | | | | | | | A | |
| ※税務 | | 業種 | | 番号 | | 整理 | | 備老 | | 通信 B.CHEO | 年 | 月日 | 確調 | | |

27.06改正

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

| | 必然署受付今 | | 12.4 | | | 711 # | 17- | ひりせる | 組ひょ | 川継る | | 整理 | 断ク | | | | |
|---|---|--|--|--------------------------|--|-------------------------|------|------|------|----------|-------------------|------------|--|------|-------------------|---------------|------------|
| | 400 | | | | | | | 夏災特 | | | | 連結グループ | 整理番号 | | | | |
| | 7 7 | | 1-12 | ., , | 提出 | _ | | (フリガ | | 1 | | | | | | | |
| | \setminus \downarrow | | | | | | _ | 人名 | | ······· | | | | | | | |
| | No. | | | | 単 | | 区 | Д 1 | 1 7 | - | | | | | | | |
| | | | | | | _ | 納 | 税 | 地 | 工 | | | | | | | |
| ΣI | 平成 年 月 | 日 | | | 体 | | 41.4 | 1/4 | | | | 電話(| |) | _ | | _ |
| | .,,,, | | | | 法 | | | (フリガ | ナ) | | | | | | | | |
| | | | | | 人 | | 代 | 表者 | 氏 名 | | | | | | | | (1) |
| | | | | | | ᄼᅡ | 代 | 表者 | 住 所 | ₹ | | | | | | | |
| | 税 | 務署 | 長 | 殿 | | - | 事 | 業利 | 重 目 | | | | | | | | 業 |
| 連合 | (フリガナ) | | | | | | | | | - | \•/ | nterio no | m -15 | _ | | | |
| 理 (届出 | 法人名等 | | | | | | | | | | * | 整理 | 里番: | 号 | | | |
| 対象が | 仏 八 石 寺 | = | | | | | | (| 局 | 署) | 税 | 部 | - | 明 | | | |
| 理 結 子 (届出の対象が連結子法人であ | 本店又は主たる事務所の所在地 | <u>'</u> | | | | | | (| ЛIJ | -18/ | 務 | 沖 | 算 ; | | | | |
| 子告で | (フリガナ) | | | 電話 | £ (|) | | | | | 署 | | | - | | | |
| | 代表者氏名 | | | | | | | | | | 処理 | 業利 | 重番 | 号 | | | |
| 法 よ | 代表者住所 | Ŧ | | | | | | | | | 欄 | 整 | 理 | 簿 | | | |
| | | l | | | | | | | | | 4 | | | _ | | | |
| | 事業種目 適格分割等による 東日本大震災の被災 | | | | | | | | | | 第20 | 条第5 | | 先 | 親署子署 | | |
| 身 | 適格分割等による | 者等に | 係る[| 国税問 | | | | 特例に関 | | につい | | 条第5 | 項 | 先] | 子署 | | 子署 調査課 |
| 身 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 | 者等に届け出 | 係る[ます。 | 国税問 | 関係法 | 律の | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第20 第28 | 条第5 条第6 | 項項 | | 規定 | \Rightarrow | 調査課 |
| 人 月 に | 適格分割等による 東日本大震災の被災 | 者等に | 係る[| 国税 分 | 関係法 | | | 特例に関 | する法律 | につい | 第20 第28 | 条第5 | 項 | 現 | 規定 | \Rightarrow | 調査課 |
| 通格 | ■ 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり ・分割等に係る | 者等に 届け出 適 | 係る ます。 格 | 国税 分 | 関係法割 | 律の事 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第20 第28 | 条第5 条第6 | 項項 | | 規定 | \Rightarrow | 調査課 |
| 通格 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり | 者等に 届け出 適 法 | 係る ます。 格 | 国税III 分 | 関係法割 | 年の 等 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第20 第28 | 条第5 条第6 | 項項 | | 規定 | \Rightarrow | 調査課 |
| 通 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等 格分割 | 者等に 適法納代 等 | 係る ます。 格 人 表 | 到税 分 税 者 年 | 割 名 氏月 | 年の 等 地名日 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第20 第28 | 条第5条第6 | 項項 | | 規定 | 資 | 調査課 |
| 適路分適分割 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等 格分割 承継法人等に引: | 者等に 適法 納代 等継 | 係るはます。格人表の特別 | 到税 分 税 者 年 勘 定 | 関係法割名氏月の金 | 御等等 地名日額 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第 20 第 28 · | 条第5条第6 | 項項 | 現 | 規定出 | 資 | 調査課 |
| 適路分適分割 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等 格分割 | 者には適法納代等継ぐ | 係るはます。格人表の特別 | 到税 分 税 者 年 勘 定 | 関係法割名氏月の金 | 律の 等等地名日額額 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第 20 第 28 · | 条第5条第6 | 項項 | 現 | 規定出 | 資 | 調査課 |
| 適格 部 適分割 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等 格分割 承継法人等に引: | 者届は強法納代等継ぐ種 | 係るはます。格人表の特別 | 分税者年勘別勘 | 関係法割名氏月の金 | 律の 等等地名日額額類 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第 20 第 28 · | 条第5条第6 | 項項 | 現 | 規定出 | 資 | 調査課 |
| (a) (a) (b) (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等 格分割 承継法人等に引き 小離法人等に引き 動定の金額又は 特別勘定の金額 | 者届 選法納代 等継ぐ種所 | 係る[ます。 格人表の特別中特 | 分税者年勘別 | 関係法割名氏月の金定の会 | 律の等等地名日額額類地 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第 20 第 28 · | 条第5条第6 | 項項 | 現 | 規定出 | 資 | 調査課 |
| (a) (a) (b) (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等 格分割 承継法人等に引き 乗継法人等に引き 動定の金額又は | 者届は適法納代等継ば種所規 | 係るにます。 格人表の特別中特 | 分税者年勘別在場の場 | 割名 氏月 の金合は値 | 律が 等地名日額額類地荷 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第20 第28 第28 第4 | 通 適 | 項項 | 現月月 | - 子署 - 規定 - 出 | → | 調査課 |
| (a) (a) (b) (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等 格分割 承継法人等に引き 小離法人等に引き 動定の金額又は 特別勘定の金額 | 者届協法納代の会類の規議 | 係るはます。格人表の特中特に仕地渡 | 分税者年勘別在場の年 | 関係法割名 氏月の金字での金字である。 | 律 等 等 地 名 日 額 額 類 地 積 日 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第 20 第 28 · | 通 適 | 項項 | 現 | - 子署 - 規定 - 出 | 資 | 調査課 |
| 通 分 適分分 特期に 適分分 特期に | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり ・分割等に係る ・引承継法人等に引き ・承継法人等に引き ・動定の金額又は 特別勘定の金額 ・る 譲渡 資産 | 者届は適法納代等継ば種所機議種 | 係るはます。格人表の特中特に仕地渡 | 対し、一般者年勘別をは場合を表しています。 | 割名 氏月 の金合は値 | 律 等 地名日額額類地積日造 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第20章第28章 | 通 適 | 項項 | 現月月 | - 子署 - 規定 - 出 | → | 調査課 |
| 適 分 適分分 特期に 取中係 得 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 一分割等に係る 一承継法人等に引き 一条継法人等に引き 動定の金額金額 ・おいて、 一次では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 | 者届」の選出の表別では、おります。 おいま はい | 係ます。格人表の特中 | 分 税 者 年 勘 別 在 場 年 で 在 | 関係法 割 名 氏月 金のの会 は 日 月 構 | 律 等 地 名 日額額 類 地 積 日 造 地 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第20章第28章 | 通 適 | 項項 | 現月月 | - 子署 - 規定 - 出 | → | 調査課 |
| 適 分 適分分 特期に 取中係 得 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり ・分割等に係る ・引承継法人等に引き ・承継法人等に引き ・動定の金額又は 特別勘定の金額 ・る 譲渡 資産 | 者届 | 係る「ます。格人表の特別中特別では、大きな、特別では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | 対 税 者 年 勘別 在 場 年 で 在 場の | 割名 氏月 の会 合 日 構 合 は 面 日 構 は に に に に に に に に に に に に に | 律 等 地名日額額類地 積 日 造 地 積 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第209第289 | 条第56 適 | 項項 | 現月月 | 男響 規定 出 | → 資 | 調査課 |
| 通 分 適分分 特期に 取で 適割割 別中係 得 | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 「分割等に係る 「利承継法人等に引き 「外割を記し、一人等に引き 「外割を記し、一人等に引き 「対策により、一人等に引き 「対策により、一人等により、一人等により、一人等により、一人等により、一人等により、「対策により、」」 「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、」」 「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、」」 「対策により、「対策により、「対策により、「対策により、」」 「対策により、「対策により、「対策により、」」 「対策により、「対策により、」」 「対策により、」」」 「対策により、「対策により、」」」 「対策により、」」」 「対策により、」」」 「対策により、」」 「対策により、」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策により、」」 「対策に | 者届 適法納代等き継承所機譲種所規取 | 係る。 ・ 本 人 表 の 特別 中 特別 (土地 渡 類) | 対 税 者 年 勘別 在 場 年 で 在 場 予 | り 第名 氏月の金 合は 百月 構 は 値 定 | 律 等 地名日額額類地積日造地積日 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第20章第28章 | 条第56 適 | 項項 | 現月月 | 男響 規定 出 | → | 調査課 |
| 通 の 適 分 の 物 期 に 取 で 適 用 が 適 割 別 中 係 の の 用 に 取 で 適 用 に 取 で 適 用 に 取 で 適 用 に 取 で 適 用 に 取 で 適 か に か に か に か に か に か に か に か に か に か | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 一分割等に係る 一承継法人等に引き 一条継法人等に引き 動定の金額金額 ・おいて、 一次では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 | 者届は当然の一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、 | 係る。 ・ 本 人 表 の 特別 中 特別 (土地 渡 類) | 対 税 者 年 勘別 在 場 年 で 在 場 予 | り 第名 氏月の金 合は 百月 構 は 値 定 | 律 等 地名日額額類地積日造地積日 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第209第289 | 条第56 適 | 項項 | 現月月 | 男響 規定 出 | → 資 | 門門 |
| 通 分 適分分 特期に 取で 適(その) | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等に引き 小事のでは、人等に引き 小事のでは、人等に引き が表別、動定の金額金額金 を受けることとした。 かの他参考となるべき | 者届」適法納代等を継種所機譲種所機取い項 | 係る。 ・ 本 人 表 の 特別 中 特別 (土地 渡 類) | 対 税 者 年 勘別 在 場 年 で 在 場 予 | り 第名 氏月の金 合は 百月 構 は 値 定 | 律 等 地名日額額類地積日造地積日 | | 等例に関 | する法律 | i : (| 第209第289 | 条第56 適 | 項項 | 現月月 | 男響 規定 出 | → 資 | 門門 |
| 通 の 適 分 の 物 期 に 取 で 適 用 が 適 割 別 中 係 の の 用 に 取 で 適 用 に 取 で 適 用 に 取 で 適 用 に 取 で 適 用 に 取 で 適 か に か に か に か に か に か に か に か に か に か | 適格分割等による 東日本大震災の被災 こより下記のとおり 分割等に係る 引承継法人等に引き ・分割定のを変質を受けるとなるで変更なな。 かり、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では | 者届」適法納代等を継種所機譲種所機取い項 | 係る[ます。 格人表の特中 (土渡類) (土地得表を | 対 税 者 年 勘別 在 場 年 で 在 場 予 | り 第名 氏月の金 合は 百月 構 は 値 定 | 律 等 地名日額額類地積日造地積日 | 部中华 | 等例に関 | する法律 | i : (| 第209 年 4 年 | 条第56 適 | 項項 格 — — — — — — — — — — — — — — — — — — | 月月月月 | 子署 規定 上 | → 資 | 円円円 |

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書(震災特例法20,28)の記載要領等

- 1 この届出書は、法人(連結法人を含みます。)が適格分割又は適格現物出資(以下「適格分割等」といいます。)を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人(以下「分割承継法人等」といいます。)に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第5項又は第28条第6項の規定により届け出るときに使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人 にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の<u>「納税地」、「法人</u> 名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第4項第2号又は第 28 条第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。
- (4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第20条第4項第2号又は第28条第5項第2号に規 定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第20条第4項又は第28条第 5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同法第20条第4項第2号又は第28条第5項第 2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
- (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第20条第4項又は第28条第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同法第20条第4項第2号又は第28条第5項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模(土地等にあってはその面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産 の種類、構造、所在地、及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得予定年月 日を記載してください。
- (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について 適用を受けることとしている震災特例法第19条第1項の表又は第27条第1項の表の各号の 区分を記載してください。
- (10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (11)「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額

(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額 の引継ぎに関する届出書(震災特例法20,28)の記載要領等

- 1 この届出書は、法人(連結法人を含みます。)が適格分割又は適格現物出資(以下「適格分割等」といいます。)を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人(以下「分割承継法人等」といいます。)に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第5項又は第28条第6項の規定により届け出るときに使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第4項第2号又は第28条第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。
- (4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第20条第4項第2号又は第28条第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第20条第4項又は第28条第 5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同法第20条第4項第2号又は第28条第5項第 2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
- (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第20条第4項又は第28条第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同法第20条第4項第2号又は第28条第5項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模(土地等にあってはその面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産 の種類、構造、所在地、及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得予定年月 日を記載してください。
- (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について 適用を受けることとしている震災特例法第19条第1項の表又は第27条第1項の表の各号の 区分を記載してください。
- (10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (11)「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ

| 改 正 後 | 改正前 |
|--|---|
| 5 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得 困難な場合の設定期間延長承認申請書) | (15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) |
| 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を 設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難 な場合の設定期間延長承認申請書(震災特例法令19、24) ※離パープ懇慕 | 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を 設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難 な場合の設定期間延長承認申請書(震災特例法令19、24) ※離が一種語 |
| 機能人 納税 地 工 単連 (フリガナ) 平成年月日 体結 本 (フリガナ) | 機能人 (フリガナ) 法 人 名 等 単連 平成 年 月 日 体結 納 税 地 工 |
| 注 人 名 等 | (フリガナ) |
| 代表者氏名 ① □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 代表者住所 代表者住所 事業種目 |
| 税務署長殿 事業種目 業 連 _亩 (フリガナ) ※ 整理番号 | 事 来 個 日 ** 連 (フリガナ) ** ** ** ** ** ** ** * |
| in 法 人 名 等 | 結 条 本店又は主たる マ |
| 事務所の所在地 電話() - 署 子人人へとなる場合 (フリガナ) 処 業種番号 社会 代表者氏名 理 | (クリカ)) 代表者氏名 代表者氏名 理 |
| (大妻者住所) 〒 (大妻子宮) (日) (大妻子宮) (日) (日) (日) <t< td=""><td> 大記</td></t<> | 大記 |
| 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第19条第27項 第24条第27項 の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間 | 第19条第27項 第24条第27項 第24条第27項 の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間 を下記により延長したいので申請します。 |
| を下記により延長したいので申請します。 記 | 記 申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円 |
| 申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円 取 種 類 得 | 取得する 類 |
| る子 構 造 | 大字 横 造 |
| 度 (土地等にあってはその画樹) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 | 資産の内容 取得価額 円円円円円円円円円 取得予定年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 容 取得予定年月日 (やむを得ない事情の詳細) 認 定 を 受 け よ う と す る 日 年 月 日 | (やむを得ない事情の詳細) 認定を受けようとする日 年月日 (なかれましています) |
| (その他参考となるべき事項) 規 税理 土署 名押印 ⑥ A A | (その他参考となるべき事項) 規格 税理 土署 名押印 A 4 4 |
| ※税務署 部 決算 業種 暨 機調 構 通信 年月日 確認 日付印 27.06 改正 | ※稅務署 部門 決算 業種 新 整理 編者 通信日付印 年月日 確認 印 23.06 |

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に 資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書(震災特例法令19、24)の記載要領等

- 1 この申請書は、法人(連結法人を含みます。)が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「震災特例法令」といいます。)第19条第27項又は第24条第27項の規定により第19条第26項各号又は第24条第26項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第19条第3項又は第27条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同法第20条第7項又は第28条第8項の法人が震災特例法令第19条第26項各号又は第24条第26項各号に定める期間内に同法第19条第1項又は第27条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出して ください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表 者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法 第20条第4項又は第28条第5項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してく ださい。
- (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等)を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - 二 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
- (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第19条第1項の表の各号又は第27条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
- (6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第19条第26項又は第24条第26項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ い。 (15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に 資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書(震災特例法令19、24)の記載要領等

- 1 この申請書は、法人(連結法人を含みます。)が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「震災特例法令」といいます。)第19条第27項又は第24条第27項の規定により第19条第26項各号又は第24条第26項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第19条第3項又は第27条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同法第20条第7項又は第28条第8項の法人が震災特例法令第19条第26項各号又は第24条第26項各号に定める期間内に同法第19条第1項又は第27条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通 (調査課所管法人にあっては2通) 提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の<u>「法人名等」、「納税</u> <u>地」</u>、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法 第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してく ださい。
- (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等)を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - 二 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
- (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第19条第1項の表の各号又は第27条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
- (6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第19条第26項又は第24条第26項に規 定する認定を受けようとする日を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理 士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ い。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 仅用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書) | (18 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書) |
| ±) | 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別 ※整理番号 ・ |
| | |
| | 単連 体結 平成 年 月 日 法親 (フリガナ) |
| | 人法人人 代表者氏名 |
| | 代表者住所 |
| | 連 filter (フリガナ) ※ 整理番号 法 人 名 等 税 お 本店又は主たる 〒 (局 署) 務 |
| | |
| | T |
| | T |
| | 東日本大震災の被災者等に係る国税 第22条 別規定により、租税特別措置法 第64条の2第1項、第65条の8第1項 第88条の71第1項 第88条の71第 第88条 第88条 第88条 第88条 第88条 第88条 第88条 第8 |
| | 中部中が 措置法第88条の71第5項第1号、第88条の79第5項第1号 取資 種 類 得産 |
| | 特に |
| | |
| | 対象 所 在 地 代替資産又は買換資産 の取 得 予 定 年 月 日 |
| | 認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日 (設定期間の延長を必要とする理由) |
| | (その他参考となるべき事項) |
| | 税理士署名押印 |
| | ※稅務署 処理欄 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年月日 確認 印 23.06 |

| 改 正 後 | 改正前 |
|---|---|
| (18 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書) | (18 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書) |
| | 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書) 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書(震災特例法 22、30) の記載要領等 1 この申請書は、法从(連結法人を含みます。)が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第 22 条又は第 30 条の規定により、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の お情により、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 64 条の 2 若しくは第 68 条の 71 の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合又は、同法第 65 条の 8 若しくは第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、これらの規定に規定する資産の取得をすべき期間(その末日が平成 23 年 3月 11 日から平成 24 年 3月 31 日までの間にあるものに限ります。)内に代替資産又は買換資産を取得することが困難なため、単体法人(連結法人を除く法人をいいます。)又は連結製法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。 2 この申請書は、資産を取得すべきであった期間の末日までに提出する必要があります。 3 この申請書は、資産を取得すべきであった期間の末日までに提出する必要があります。 3 この申請書は、資産を取得すべきであった期間の末日までに提出する必要があります。 4 年請書の各別は、納稅地を方轄する役務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項各号に規定する資産を含みます。)又は同法第 65 条の 70 第 1 項店とる同誌第 64 条第 1 項各号に規定する資産を含みます。)又は同法第 65 条の 70 第 1 項店とく同話第 64 条第 1 項の 80 条の 70 第 1 項店とくに同法第 66 条の 78 第 1 項の 80 条の 80 |
| | (4)「取得しようとする代替資産又は買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等)を記載し てください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 |
| | (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする東日本大震災に起因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書) | (19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書) |
| | |
| (廃 止) | 法第 号 |
| | 納 平成 年 月 日 |
| | 法 |
| | 人 等 |
| | 代氏 |
| | 表 者名 |
| | 税務署長財務事務官 |
| | (A) |
| | |
| | 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合 |
| | における特別勘定の設定期間延長認定通知書 |
| | 「第64条の2第1項 〕 |
| | 貴法人から平成 年 月 日付で申請があった租税特別措置法 第 68 条の 71 第 1 項 に規定する |
| | 収用等の場合における特別勘定又は租税特別措置法 第65条の8第1項 に規定する特定の資産の買換え |
| | 【第 68 条の 79 第 1 項 】 |
| | の場合における特別勘定の設定期間の延長については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 「第22条 |
| | 特例に関する法律 |
| | 記 |
| | 申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名等 |
| | 取得しようとする代替資産又は買換資産の内容 代替資産又は買換資産を取得することができると認められる日 |
| | 平成 年 月 日 |
| | (処分の理由) |
| | |
| | (f) 規格 |
| | この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 A 4 |
| | |

| | 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|------------|--------------------|--------------|-----------------|---|-------------------------|----------------------------------|
| (19 収用等の場合 | 含又は特定の資産の買換 | (東えの場合における特別 | 勘定の設定期間延長認定通知書) | (19 収用等の場合又は特定の資産の買 | 換えの場合における特別 | 勘定の設定期間延長認定通知書) |
| (廃止) | | | | | 不服申立て等につい | 17 |
| | | | | 【不服申立てについて】 | | |
| | | | | ○ この処分に不服があると | きは、この通知を受け | た日の翌日から起算して2月以内 |
| | | | | 税務署長に対し | て異議申立てをするこ | とができます。 |
| | | | | ○ 異議申立て (法定の異議 | 申立期間経過後にされ | たものその他その申立てが適法に |
| | | | | れていないものを除きます | 。) についての決定があ | った場合において、当該決定を約 |
| | | | | 後の処分になお不服がある | ときは、当該異議申立 | てをした方は、異議決定書の謄え |
| | | | | 送達があった日の翌日から | 起算して1月以内に国 | 税不服審判所長に対して審査請す |
| | | | | することができます。 | | |
| | | | | ○ なお、異議申立てをしな | いで、審査請求をする | ことについて正当な理由がある |
| | | | | | | 人内に国税不服審判所長(提出先) |
| | | | | 国税不服審判所 | 首席国税審判官) に対し | して審査請求をすることができま |
| | | | | 【取消しの訴えについて】 | | |
| | | | | ○ 審査請求について裁決が | あった場合において、 | 当該裁決を経た後の処分になおる |
| | | | | があるときは、当該審査請 | 求をした方は、裁判所 | に対して処分の取消しの訴え() |
| | | | | 「取消訴訟」といいます。) | を提起することができ | ます。 |
| | | | | ○ 取消訴訟の被告とすべき | 者は国(代表者 法務) | 大臣) となります。 |
| | | | | | | 日から起算して6月を経過した。 |
| | | | | 又は当該裁決の日の翌日か | ら起算して1年を経過 | したときは、提起することができ |
| | | | | せん。 | | |
| | | | | | | なければ提起することができます |
| | | | | | るときは、審査請求に | 対する裁決を経ずして訴訟を提起 |
| | | | | ることができます。 | 77 11 2 2 47 12 2 2 2 2 | 2 W 10 1 - 1 40 14 18 24 1 1 1 1 |
| | | | | , | | を経過しても裁決がないとき。 |
| | | | | (2) 史止次正等の取消しを | 水める訴えを掟起した | 方が、その訴訟の係属している |

当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等

(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない

の取消しを求めようとするとき。

ことにつき正当な理由があるとき。

| 改 | 正 | 後 | 改正前 |
|----------------|----------------|-----------------|---|
| 9 収用等の場合又は特定の資 | 産の買換えの場合における特別 | 勘定の設定期間延長認定通知書) | (19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書) |
| 庭 止) | | | |
| | | | 不服申立て等について |
| | | | 【不服申立てについて】 |
| | | | ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内 |
| | | | 国税局長に対して異議申立てをすることができます。 |
| | | | ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法) |
| | | | れていないものを除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を絹 |
| | | | 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄 |
| | | | 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請: |
| | | | することができます。 |
| | | | ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由がある |
| | | | は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先) |
| | | | 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができま |
| | | | 【取消しの訴えについて】 |
| | | | ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお |
| | | | があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え (. |
| | | | 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 |
| | | | ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 |
| | | | ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過した |
| | | | 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することがで |
| | | | 世ん。 |
| | | | ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができま |
| | | | が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提 |
| | | | ることができます。 |
| | | | (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 |
| | | | (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している |

の取消しを求めようとするとき。

ことにつき正当な理由があるとき。

(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない

後 改 正 改 正 前 (19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書) (19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書) (廃 止) 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領 1 使用目的 ことができる目の認定を行う場合に使用する。 2 記載要領

「収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、収用等の場合又 は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、代替資産又は買換資産の取得をする

| 項目 | 内容 |
|-------------------------------|--|
| 本文 | 第64条の2第1項若しくは第65条の7第1項の表の第 号該当 租税特別措置法 第68条の71第1項若しくは第68条の79第1項の表の第 号該当 の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第68条の71第1項若しくは第68条の79第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係 第22条 と 第30条 の「第30条」を二重線で抹消する。連結親法人 の場合は、「第64条の2第1項若しくは第65条の7第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の「第22条」を二重線で抹消し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の「第22条」を二重線で抹消する。 |
| 取得しようとする 代替資産又は買換 資産の内容 | 代替資産又は買換資産の種類、構造、規模等について記入する。 |
| 申請の対象が 連結子法人の場合 | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。 |
| 処分の理由 | 申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。 |
| 調査担当者 | 「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。 |
| 教 示 | 処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。)。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 |

| | <i>⊒</i> r |
|---|--|
| 改 正 後 | 改正前 |
| (19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書) | (19 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書) |
| | |
| (廃 止) | 項目内容 |
| | 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |
| | 3 送付に当たっての留意事項 |
| | この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定 |
| | 義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便 |
| | の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 |
| | 4 留意事項 |
| | ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に |
| | 基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の |
| | ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | <u> </u> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (20 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書) | (20 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書) |
| (廃 止) | 法第 |
| | 新 税 |
| | 地 法 人 |
| | へ 等 |
| | 代氏 表 者名 殿 |
| | 税 務 署 長 |
| | 財務事務官 |
| | |
| | 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合 |
| | における特別勘定の設定期間延長却下通知書 |
| | 貴法人から平成 年 月 日付でされた収用等の場合又は特定資産の買換えの場合 |
| | における特別勘定の設定期間延長申請については、以下の理由により東日本大震災の被災者 |
| | 第 22 条 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 に規定する法人の要件に該当 |
| | |
| | |
| | 申請の対象が連結子法人の場合 対象法人名等 |
| | (処分の理由) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 規 |
| | He A |
| | |
| | 24. 12 改正 |

| | 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|------------|------------|--------------|-----------------|---------------------|--------------|------------------------|
| .0 収用等の場合又 | 又は特定の資産の買換 | (東えの場合における特別 | 勘定の設定期間延長却下通知書) | (20 収用等の場合又は特定の資産の買 | 奥えの場合における特別 | 勘定の設定期間延長却下通知書) |
| 廃 止) | | | | | 不服申立て等につい | .v7 |
| | | | | 【不服申立てについて】 | | |
| | | | | ○ この処分に不服があると | きは、この通知を受け | た日の翌日から起算して2月以内 |
| | | | | 税務署長に対し | て異議申立てをするこ | とができます。 |
| | | | | ○ 異議申立て (法定の異議 | 申立期間経過後にされ | ιたものその他その申立てが適法に |
| | | | | れていないものを除きます | 。) についての決定があ | あった場合において、当該決定を経 |
| | | | | 後の処分になお不服がある | ときは、当該異議申立 | てをした方は、異議決定書の謄本 |
| | | | | 送達があった日の翌日から | 起算して1月以内に国 | 関税不服審判所長に対して審査請求 |
| | | | | することができます。 | | |
| | | | | ○ なお、異議申立てをしな | :いで、審査請求をする | ことについて正当な理由がある。 |
| | | | | は、この通知を受けた日の | 翌日から起算して2月」 | 以内に国税不服審判所長(提出先) |
| | | | | 国税不服審判所 | 首席国税審判官) に対 | して審査請求をすることができま |
| | | | | 【取消しの訴えについて】 | | |
| | | | | ○ 審査請求について裁決が | あった場合において、 | 当該裁決を経た後の処分になおる |
| | | | | があるときは、当該審査請 | 求をした方は、裁判所 | 〒に対して処分の取消しの訴え(以 |
| | | | | 「取消訴訟」といいます。) | を提起することができ | きます。 |
| | | | | ○ 取消訴訟の被告とすべき | 者は国(代表者 法務 | 大臣)となります。 |
| | | | | 〇 取消訴訟は、裁決があっ | たことを知った日の翌 | 2日から起算して6月を経過した。 |
| | | | | 又は当該裁決の日の翌日か | ・ら起算して1年を経過 | したときは、提起することができ |
| | | | | せん。 | | |
| | | | | ○ 取消訴訟は、審査請求に | 対する裁決を経た後で | なければ提起することができます |
| | | | | が、次のいずれかに該当す | るときは、審査請求に | こ対する裁決を経ずして訴訟を提起 |
| | | | | ることができます。 | | |
| | | | | (1) 審査請求がされた日の | 翌日から起算して3月 | を経過しても裁決がないとき。 |
| | | | | (2) 更正決定等の取消しを | 求める訴えを提起した | 上方が、その訴訟の係属している |

当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等

(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない

の取消しを求めようとするとき。

ことにつき正当な理由があるとき。

| 改正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|------------------------------|-------------------|------------------------------|------------------|-------------------------------------|
| (20 収用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における | 特別勘定の設定期間延長却下通知書) | (20 収用等の場合又は特定の資産の買換: | えの場合における特別 | 引勘定の設定期間延長却下通知書) |
| (廃 止) | | | | |
| (m II) | | | | |
| | | 不 | 「服申立て等につし | いて |
| | | 【不服申立てについて】 | | |
| | | ○ この処分に不服があるときに | は、この通知を受け | た日の翌日から起算して2月以内に |
| | | 国税局長に対して | 異議申立てをするこ | とができます。 |
| | | ○ 異議申立て(法定の異議申: | 立期間経過後にされ | たものその他その申立てが適法にさ |
| | | れていないものを除きます。) | についての決定があ | っった場合において、当該決定を経た |
| | | 後の処分になお不服があると | きは、当該異議申立 | てをした方は、異議決定書の謄本の |
| | | 送達があった日の翌日から起 | 算して1月以内に国 | 税不服審判所長に対して審査請求を |
| | | することができます。 | | |
| | | | | ことについて正当な理由があるとき |
| | | | | 以内に国税不服審判所長(提出先は、 |
| | | 国 | 吊国祝番判目)に対し | して審査請求をすることができます。 |
| | | 【取消しの訴えについて】 | | |
| | | ○ 審査請求について裁決があ | った場合において、 | 当該裁決を経た後の処分になお不服 |
| | | があるときは、当該審査請求 | をした方は、裁判所 | に対して処分の取消しの訴え(以下 |
| | | 「取消訴訟」といいます。)を | : 提起することができ | きます。 |
| | | ○ 取消訴訟の被告とすべき者に | は国(代表者 法務 | 大臣)となります。 |
| | | ○ 取消訴訟は、裁決があった | ことを知った日の翌 | !日から起算して6月を経過したとき |
| | | | 起算して1年を経過 | したときは、提起することができま |
| | | せん。 |) II)) (| |
| | | | , | なければ提起することができません |
| | | | とさは、番鱼請求に | 対する裁決を経ずして訴訟を提起す |
| | | ることができます。 (1) 案本請求がされた日の翌 | 日から起管して3日 | を経過しても裁決がないとき。 |
| | | | | を程過しても数次がないとさ。 .方が、その訴訟の係属している間に |
| | | | | ・額等についてされた他の更正決定等 |
| | | の取消しを求めようとする | | |
| | | | | いての裁決を経ることにより生ずる |
| | | | | 、その他その決定又は裁決を経ない |
| | | ことにつき正当な理由があ | るとき。 | |
| | | | | |
| | | | | |

| | 改 | 正 | 後 | | | 改 | ζ | 正 | 前 |
|-----------|-----------|-------------|-----------------|----------|-----------|-------|---|---|---|
| 0 収用等の場合又 | は特定の資産の買換 | えの場合における特別甚 | 動定の設定期間延長却下通知書) | (20 収用等の | 場合又は | は特定の | 資産の買換えの場 | 易合における特 | 別勘定の設定期間延長却下通知書) |
| 止) | | | | | | | | | 達の買換えの場合 間延長却下通知書 |
| | | | | σ | | | | | カ定の設定期間延長却下通知書」は、収用等又は ついて、却下する場合に使用する。 |
| | | | | | 項 | 目 | | 内 | 容 |
| | | | | | 本 | 文 | 単体法人の場合は 二重線で抹消する。 | 、「第 30 条」を二፤ | 重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 22 条 」 |
| | | | | | 申請のう連結子法/ | | 対象法人名等は、 | 連結子法人の場合の | つみ記入する。 |
| | | | | | 処分の | 理 由 | 延長の申請を却下 | する理由を記入する | 5. |
| | | | | | 調査担 | . 当 者 | | により次のとおり言調査に基づく処分で 調査に基づく処分で | 職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分 己入する。 である場合には、この欄を二重線で抹消する。 である場合には、この欄の空白部分に当該職員の |
| | | | | | 教 | 示 | 留意する。)。 (1) 税務署の職員の 「・・・2月以内に の納税地を管轄す また、「・・・(提出 | 調査に基づいて行む こ 税務署長に対 る税務署名を記入 出先は 国税 | 、する(それぞれに該当する用紙を使用するこのれた処分である場合 して・・・」の空白部分には、処分の対象となるだける。 不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分に 元不服審判所名を記入する。 |

| 項 | 目 | 内容 |
|--------|-----|--|
| 本 | 文 | 単体法人の場合は、「第30条」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第22条」を |
| 4 | χ. | 二重線で抹消する。 |
| 申請の対 | 対象が | |
| 連結子法人 | の場合 | 対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。 |
| 処分の | 7 由 | 延長の申請を却下する理由を記入する。 |
| ~ 7, 0 | 在山 | た スペー は これ 「) 公 全山 こ 記 八) つ 。 |
| | | 「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 |
| | | 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 |
| 調査担 | 当 者 | (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 |
| | | (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所 |
| | | 属国税局名を記入する。 |
| | | 処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに |
| | | 留意する。)。 |
| | | (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 |
| | | 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人 |
| | | の納税地を管轄する税務署名を記入する。 |
| | | また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 |
| 教 | 示 | 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |
| | | (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 |
| | | 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人 |
| | | の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 |
| | | |
| | | また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 |
| | | 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定 義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便 の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に 基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名の ほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

| Ī | 汝 | | 正 | | 後 | | | | | 改 | | Ī | E | | 前 | Ī | | |
|---|-----------------|------------------------------|-----|--------------|------|--------------|----------------------------|-----------------|------------------------|--------------|--------------------|------------------------------|-------------|------------|---------|------|-------|---|
| 復興産業集積区域におり | ナる | 機械等の特別償去 | 即の償 | 資却限度額の計算に関 | 事する付 | †表) | (<u>21</u> 後 | 興産 | 業集積区域に | おける | 機板 | 岐等の特別償却の | 償却 | 限度額の計 | 算に関す | よる付表 |) | |
| 興産業集積区域における機 度額 の 計算に関する付表(の2①) | 械等 震災 | の特別償却の償却 特例法17の2①、 | 事業年 | 善 法人 | 名 (| | į B | 興産 度額 の 2 | の計算に関する | ける機構 付表(別 | 械等 0 震災特 | の特別償却の償却 寺例法17の2①、 | 事業年 | 結 | · 法人 | .名 (| |) |
| ・ 業 の 種 舞 | 1 | | | | | | | Į. | 業の種 | 重類 | 1 | | | | | | | |
| 機械・装置の耐用年数表の番号) ・ 象 資 産 の 種 類 等 | 9 | (|) | () | (| | | | 装置の耐用年数表 資 産 の 種 | | 2 | (|) | (|) | (| |) |
| ト 象 資 産 の 名 称 | 8 3 | | | | | | 3 | 力 象 | 資産の | 名 称 | 3 | | | | | | | |
|] 上 の 所 在 地 | 4 | | | | | | - - - - - - | 1 _ | 上の所 | 在 地 | 4 | | | | | | | |
| 7、得等年月日 | 5 | 平 • • | | 平 • • | 平 | | f t | — 文 | 事 等 年 | 月日 | 5 | 平 • • | | 平 • | | 平 | | |
| 「業の用に供した年月日 | 6 | 平 • • | | 平 • • | 平 | | | 業 業 0 | り用に供した | 年月日 | 6 | 平 • • | | 平 • | • | 平 | | |
| . 入 先 | 7 | | | | | | 117 St - 400 | k F | 入 | 先 | 7 | | | | | | | |
| . 得 価 額 | 1 8 | | 円 | P. | | | Ē | Ż | 得 価 | 額 | 8 | | H | | P | 7 | | F |
| 通償却限度額 | 9 | | | | | | | 产通 | 償却限 | 度額 | 9 | | | | | | | |
| 序 別 償 却 率 | 10 | 25 | | 2 5 1 0 0 | _ | 2 5 1 0 0 | | ŧ | 別償去 | 1 率 | 10 | 2 5 1 0 0 | | 2 5 1 0 | | _ | 25 | |
| F 別 償 却 限 度 額 ((8)-(9))又は((8)×(10)) | 11 | | 円 | P. | | | 4 | | 償 却 限)-(9))又は((8)× | | 11 | | 円 | | P | 7 | | Р |
| お ・ 準備 金 方 式 の 区 分 | 12 | 償却·準備会 | È | 償却·準備金 | 償去 | 印・ 準 備 金 | 1 | 却, | · 準備 金 方 式 | の区分 | 12 | 償却·準備金 | <i>k</i> .1 | 償却· i | 售備 金 | 償 却 | • 準 備 | 金 |
| 適 | | 用要 | | 件等 | | | | | | 適 | | 用 要 | | 件 | 等 | | | |
| た 地 方 公 共 団 体:よ る 指 定 年 月 日 | 13 | 平 • • | | 平 | 平 | | 11100 | 足によ | 地 方 公 共る 指 定 年 | 団 体月 日 | 13 | 平 • • | | 平 • | • | 平 | | |
| [興産業集積区域の名称 | 14 | | | | | | | 更興產 | 雀 業 集 積 区 域 | の名称 | 14 | | | | | | | |
| ・ 興 推 進 事 業 の・ 施に係る認定年月日 | 15 | 平 | | 平 • • | 平 | | | | 推進事に係る認定4 | | | 平 | | 並 ・ | | 平 | | |

特別償却の付表 (雲一) の記載の仕方

1 この特別償却の付表 (電一) は、法人が東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。) 第17条の2第1項 《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特 別償却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を 受けることに代えて租税特別措置法(以下「措置法」と いいます。)第52条の3に規定する特別償却準備金とし て積み立てる場合を含みます。) 又は連結法人が震災特 例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域に おいて機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用 を受ける場合(この規定の適用を受けることに代えて措 置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立 てる場合を含みます。) に、その対象資産(被災者向け 優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。) の特別償却限度 額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別 表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象 資産については、この制度の適用はありませんので、注 意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとに この付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」 の括弧の中に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、産業集積事業(東日本大震災 復興特別区域法(以下「復興特区法」といいます。)第 2条第3項第2号イ(福島復興再生特別措置法(以下「福 島復興特措法」といいます。)第74条の規定により読み 替えて適用する場合を含みます。)に掲げる事業をいい ます。以下同じ。)又は建築物整備事業(復興特区法第 2条第3項第2号ロ(福島復興特措法第75条の規定によ り読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる事業 をいいます。以下同じ。)のいずれかを記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備 事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建 物及びその附属設備(以下「建物等」といいます。)に ほられます

- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産 の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第 4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の 所在地を記載します。

7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、 圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法に より経理しているときは、その積立額(積立限度超過額 を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載しま す。

- 8 「普通償却限度額9」は、機械及び装置につき、震災 特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の 適用を受ける場合に、産業集積事業の用に供した日を含 む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、 「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ 次の計算式により計算した金額を記載します。
- (1) 機械及び装置につき、震災特例法第17条の2第1項 又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける場合 … (8)-(9)
- (2) 上記(1)の場合以外の場合 ··· (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別 償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立て るかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復 興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画 に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施 する指定事業者として認定地方公共団体に指定された 年月日を記載します。
- (2)「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「○○ 復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称 を記載します。
- (3) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日15」には、 その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物等で ある場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項 各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本 大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定す る復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付 された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係 る認定書の年月日を記載します。

(21 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表 (震一) の記載の仕方

1 この特別償却の付表 (震一) は、法人が東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。) 第17条の2第1項 《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特 別償却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を 受けることに代えて租税特別措置法(以下「措置法」と いいます。) 第52条の3に規定する特別償却準備金とし て積み立てる場合を含みます。) 又は連結法人が震災特 例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域に おいて機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用 を受ける場合 (この規定の適用を受けることに代えて措 置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立 てる場合を含みます。) に、その対象資産(被災者向け 優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。) の特別償却限度 額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別 表十六に添付して提出してください。

改

ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象 資産については、この制度の適用はありませんので、注 意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとに この付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」 の括弧の中に配載してください。
- 3 「事業の種類1」には、産業集積事業(東日本大震災 復興特別区域法(以下「復興特区法」といいます。)第 2条第3項第2号イ(福島復興再生特別措置法(以下「福 島復興特措法」といいます。)第64条の規定により読み 替えて適用する場合を含みます。)に掲げる事業をいい ます。以下同じ。)又は建築物整備事業(復興特区法第 2条第3項第2号ロ(福島復興特措法第65条の規定によ り読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる事業 をいいます。以下同じ。)のいずれかを記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、() 内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してくだない。

なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備 事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建 物及びその附属設備(以下「建物等」といいます。)に 限られます。

- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産 の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第 4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の 所在地を記載します。

7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載しま す。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、 圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法に より経理しているときは、その積立額(積立限度超過額 を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載しま す。

- 8 「普通償却限度額9」は、機械及び装置につき、震災 特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の 適用を受ける場合に、産業集積事業の用に供した日を含 む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、 「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ 次の計算式により計算した金額を記載します。
- (1) 機械及び装置につき、震災特例法第17条の2第1項 又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける場合 … (8)-(9)
- (2) 上記(1)の場合以外の場合 ··· (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別 償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復 興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画 に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施 する指定事業者として認定地方公共団体に指定された 年月日を記載します。
- (2) 「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「○○ 復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称 を記載します。
- (3) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日15」には、 その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物等で ある場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項 各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本 大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定す る復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付 された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係 る認定書の年月日を記載します。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 | |
|--|----------------------|---|---|------------------|------------------|--------|
| 企業立地促進区域における機械等の特別償却 | の償却限度額の計算に | 関する付表) | (22 企業立地促進区域における機 | 幾械等の特別償却の償却 | 却限度額の計算に関す | でる付表) |
| と度額の計算に関する付表(震災特例法17の2の2 | 事業年度 又は連結 事業年度 | 名 () | 企業立地促進区域における機械 限度額の計算に関する付表 (票 ①、25の2の2①) | 災特例法17の2の2 又は | 業年度 近連結 法人名 | 名 (|
| 業の種類1 | | 付 表 | 事業の種類 | 1 | | |
| 機械・装置の耐用年数表の番号) け 象 資 産 の 種 類 等 |) () | () (震 の こ) | (機械・装置の耐用年数表の番号) 対 象 資 産 の 種 類 等 | 2 () | () | (|
| 象資産の名称3 | | 平 | 対象資産の名称 | 3 | | |
| 上の所在地4 | | | 同上の所在地 | 4 | | |
| 文得等年月日5平・・ | 平・・・・ | 平・・・・ 後終れ | 取得等年月日 | 5 平 • • | 平 | 平 |
| 業の用に供した年月日 6 平・・・ | 平 | 平・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 事業の用に供した年月日 | 6 平 • • | 平 | 平 |
| 入 先 7 | TH F | 度又は連結事円 | 購 入 先 | 7 F | 9 9 | |
| 2 得 価 額 8 | | 業 年 度 | 取 得 価 額 | · · | | |
| 汗通 償 却 限 度 額 9 | | 分 | 普通償却限度額 | 9 | | |
| 特別 関 期 率 10 25 100 100 | 2 5 1 0 0 | <u>25</u> 100 | 特 別 償 却 率 | 10 2 5 1 0 0 | <u>25</u> 100 | 25 100 |
| り 間 類 限 度 額 ((8)-(9))又は((8)×(10)) 11 | P F | 9 P | 特 別 償 却 限 度 額 ((8)-(9))又は((8)×(0)) | 11 | 1. | |
| 賞却・準備金方式の区分 12 償 却・準備金 | 償却·準備金 | 償却·準備金 | 償却・準備金方式の区分 適 | 12 償却·準備金 用 要 | 償却·準備金 件 等 | 償却·準備金 |
| 適 用 要 | 件 等 | | | | | |
| A島県知事の認定を受けた年月日 13 平 ・ ・ | 平 • • | 平 • | 福島県知事の認定を受けた年月日 | | 平・・・ | 平・・・ |
| を出企業立地促進計画)提出のあった年月日 14 平・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 平 | 平 · · | 提出企業立地促進計画の提出のあった年月日 | | 平・・・ | |
| 産難 指 示 の 全 て が 15 平 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 平 • • | 平・・・ | 避難指示の全てが解除された年月日 | 15 平 ・ ・ | 平 • • | 平 • • |
| その他参考となる事項 16 | | | その他参考となる事項 26.06改正 | 16 | | |
| . 06改正 | • | | | | | |

特別償却の付表 (震一の三) の記載の仕方

1 この特別償却の付表 (震一の三) は、法人が東日本 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律(以下「震災特例法」といいます。)第17条 の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取 得した場合の特別償却》若しくは平成25年改正前の東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律(以下「平成25年旧震災特例法」といい ます。)第17条の2の2第1項《避難解除区域におい て機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を 受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代え て租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる 場合を含みます。) 又は連結法人が震災特例法第25条 の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等において 機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成25年 旧震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が避難 解除区域において機械等を取得した場合の特別償却》 の規定の適用を受ける場合 (これらの規定の適用を受 けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償 却準備金として積み立てる場合を含みます。) に、特 定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考とな るべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出 してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した特 定機械装置等については、この制度の適用はありませ んので、注意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごと にこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人 名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に 基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。 また、その対象資産が機械及び装置である場合には、 () 内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載 してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資 産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法 (以下「福島復興特措法」といいます。)第18条第2 項第2号に規定する避難解除区域等(以下「避難解除 区域等」といいます。)内又は平成25年改正前の福島 復興再生特別措置法(以下「平成25年旧福島復興特措 法」といいます。)第4条第4号に規定する避難解除 区域(以下「避難解除区域」といいます。)内にある 対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置 である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年 度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別 償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞ れ次の計算式により計算した金額を記載します。
- (1) 機械及び装置である場合 … (8)-(9)
- (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産に つき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて 特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積 み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みま す。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1)「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第36条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イ、ロ、二又はホに掲げる指示をいいます。)の対象となった区域内又は平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イから二までに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」といいます。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
- (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難 解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解 除された年月日を記載します。
- (3) 「福島復興特措法第4条第4号への指示が解除された年月日15」には、福島復興特措法第4条第4号への指示が解除されている場合において、震災特例法第17条の2の3第1項(又は第25条の2の3第1項)の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。
- (4)「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

(23 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表 (震一の三) の記載の仕方

1 この特別償却の付表 (震一の三) は、法人が東日本 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律(以下「震災特例法」といいます。)第17条 の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取 得した場合の特別償却》若しくは平成25年改正前の東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律(以下「平成25年旧震災特例法」といい ます。) 第17条の2の2第1項《避難解除区域におい て機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を 受ける場合 (これらの規定の適用を受けることに代え て租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる 場合を含みます。) 又は連結法人が震災特例法第25条 の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等において 機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成25年 旧雲災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が避難 解除区域において機械等を取得した場合の特別償却》 の規定の適用を受ける場合 (これらの規定の適用を受 けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償 **却準備金として積み立てる場合を含みます。) に、特** 定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考とな るべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出 してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した特 定機械装置等については、この制度の適用はありませ んので、注意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごと にこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人 名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に 基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。 また、その対象資産が機械及び装置である場合には、
- ()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載 してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資 産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法 (以下「福島復興特措法」といいます。)第18条第2 項第2号に規定する避難解除区域等(以下「避難解除 区域等」といいます。)内又は平成25年改正前の福島 復興再生特別措置法(以下「平成25年旧福島復興特措 法」といいます。)第4条第4号に規定する避難解除 区域(以下「避難解除区域」といいます。)内にある 対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載し ます

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置 である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年 度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別 償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞ れ次の計算式により計算した金額を記載します。
- (1) 機械及び装置である場合 … (8)-(9)
- (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(iii)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産に つき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて 特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積 み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みま す
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第26条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イ、ロ、二又はホに掲げる指示をいいます。)の対象となった区域内又は平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イから二までに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」といいます。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
- (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。
- (3) 「福島復興特措法第4条第4号への指示が解除された年月日15」には、福島復興特措法第4条第4号への指示が解除されている場合において、震災特例法第17条の2の3第1項(又は第25条の2の3第1項)の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。
- (4)「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

改

正

前

改

正

後

特別償却の付表(震二)の記載の仕方

1 この特別償却の付表(震二)は、法人が被災者向け優 良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」 といいます。)第17条の2第1項《復興居住区域におい て被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》 の規定の適用を受ける場合 (この規定の適用を受けるこ とに代えて租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる 場合を含みます。) 又は連結法人が震災特例法第25条の 2第1項《連結法人が復興居住区域において被災者向け 優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用 を受ける場合 (この規定の適用を受けることに代えて措 置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立 てる場合を含みます。) に、被災者向け優良賃貸住宅に 該当する部分の特別償却限度額の計算に関し参考となる べき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出して ください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災 者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はあり ませんので、注意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとに この付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」 の括弧の中に記載してください。
- 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者 向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物について はその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称 を記載します。
- 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一 に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築 の時の耐用年数を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域 法(以下「復興特区法」といいます。)第4条第2項第 4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良 賃貸住宅の所在地を記載します。
- 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属 設備全体の取得価額を記載します。
- 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸任宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。

なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、 これらの各欄の記載は要しません。

- (1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復 興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画 に定められた賃貸住宅供給事業(同法第2条第3項第 2 号ハに掲げる事業をいいます。)を実施する指定事 業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記 載1ます。
- (2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「〇〇復興 居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。
- (3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当する ものを○で囲みます。
- (4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その 各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メート ル当たりの取得価額を記載します。
- (5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却 の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載し ます。
- (6) 「生活用設備の有無17」には、この特別償却の適用 を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便 所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に 応じ、いずれかを○で囲みます。
- (7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。)により行われるものであるかどうかを記載します。
- (8) 「単身者向け優先公募の有無19」には、震災特例法 第17条の2第1項(又は第25条の2第1項)の規定の 適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法 (単身者に対して優先して賃貸することが明らかにさ れているものに限ります。)により行われるものであ るかどうかを記載します。なお、各独立部分の床面積 が全で50㎡以上である場合については、記載する必要 はありません。
- (9) 「適正家賃要件20」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。
- (10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、東日本大震 災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当す る各独立部分の戸数を記載します。
- (11)「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸 数22」には、震災特例法第17条の2第1項(又は第25 条の2第1項)の規定の適用を受けようとする各独立 部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸 数を記載します。

(24 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表(震二)の記載の仕方

1 この特別償却の付表(震二)は、法人が被災者向け優 良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」 といいます。)第17条の2第1項《復興居住区域におい て被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》 若しくは平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「平成26 年目震災特例法」といいます。) 第17条の2第1項《復 興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した 場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合(これらの 規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法(以下 「措置法」といいます。) 第52条の3に規定する特別償 却準備金として積み立てる場合を含みます。) 又は連結 法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興居 住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合 の特別償却》若しくは平成26年旧震災特例法第25条の2 第1項《連結法人が復興居住区域において被災者向け優 良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を 受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代えて 措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み 立てる場合を含みます。) に、被災者向け優良賃貸住宅 に該当する部分の特別償却限度額の計算に関し参考とな るべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出し てください。

改

ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災 者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はあり ませんので、注意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとに この付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」 の括弧の中に記載してください。
- 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者 向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のい ずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当す るものを〇で囲みます。
- 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物について はその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称 を記載します。
- 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一 に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築 の時の耐用年数を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域 法(以下「復興特区法」といいます。)第4条第2項第 4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良 賃貸住宅の所在地を記載します。
- 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属 設備全体の取得価額を記載します。
- 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取 得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優 良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載し ます。
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優 良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行う か、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を 特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当 するものを○で囲みます。

10 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優 良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載 します。

前

なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、 これらの各欄の記載は要しません。

- (1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復 興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画 に定められた賃貸住宅供給事業(同法第2条第3項第 2 号ハに掲げる事業をいいます。)を実施する指定事 業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記 載します。
- (2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「○○復興 居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。
- (3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当する ものを \bigcirc で囲みます。
- (4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その 各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メート ル当たりの取得価額を記載します。
- (5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却 の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載し ます。
- (6) 「生活用設備の有無17」には、この特別償却の適用 を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便 所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に 応じ、いずれかを○で囲みます。
- (7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。)により行われるものであるかどうかを記載します。
- (8) 「単身者向け優先公募の有無19」には、震災特例法第17条の2第1項(又は第25条の2第1項) 規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。)により行われるものであるかどうかを記載します。なお、平成26年旧震災特例法第17条の2第1項(若しくは第25条の2第1項)の規定の適用を受けようとする場合又は各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。
- (9) 「適正家賃要件20」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。
- (10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、東日本大震 災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律施行令第18条の2第2項又は平成26年改正前の東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件 に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (11)「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、震災特例法第17条の2第1項(又は第25条の2第1項)の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。

| Ę | 坆 | | Œ | | | | 後 | | | | | | | | Ī | | | | 正 | | | | 育 | ίj | | | |
|--|----|-------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|---------------|---------|-------|---------------|-----|---------|----------|-----|-------|-------------------|-----|-------|-----|-----|-----|------|---|
| 復興産業集積区域におり | ナる | 開発研究用資産の | 特別 | 償却の | 貸却降 | 艮度額 | の計算 | に関す | する付 | 表) | (<u>25</u> 復 | 興産 | 業集 | 積区域 | におり | ナる開 | 発研究 | 用資産 | の特別 |]償却 | の償却 | 却限度 | 額の | 計算に | 関す | る付表) | |
| 复興産業集積区域における開 即の償却限度額の計算に関す ○5①、25の5①) | | | 事業年 又は連 事業年 | | · | 法丿 | 名 (| | | 特別償却の付表 | 去 | の償 | | 軽額の計 | | | 究用資品表(震) | | ÷17 又 | 業年度 は連結 業年度 | • | • | 法人 | 名 (| | | |
| 引発研究用資産の種類等 | 1 | | | | | | | | | | | 1 発 何 | 研究用 | 資産 | の種類 | 等 1 | | | | | | | | | | | |
| 発研究用資産の名称 | 2 | | | | | | | | | 震三 | E | 発 | 研究) | 用資産 | 産の名 | 称 2 | | | | | | | | | | | |
| 上 の 所 在 地 | 3 | | | | | | | | | 二十七 - 四 | [i |] _ | 上 の |)所 | 在 | 地 3 | | | | | | | | | | | |
| 産の用途 | 4 | | | | | | | | | | ž | | | の 究 の | 用目的 | 途 4 | | | | | | | | | | | |
| : 得 等 年 月 日 | 5 | 平 • • | | 平 | • | | 平 | • | • | 了事業年 | I | ₹ 1 | 得 等 | 年 年 | 月 | 目 5 | 平 | • | • | 平 | : . | | | 平 | • | • | |
| 業の用に供した年月日 | 6 | 平 • • | | 平 | • | | 平 | • | • | 度又は連結事業年度分 | Ę | 業の | の用に | 生供し | た年月 | 日 6 | 平 | • | • | 平 | : . | | | 平 | • | • | |
| 入 先 | 7 | | | | | | | | | 事業年度公 | 貝 | it I | | 入 | | 先 7 | | | | | | | | | | | |
| . 得 価 額 | 8 | | 円 | | | | 円 | | | 円 円 | Ę | ζ | 得 | 伯 | б | 額 8 | | | F | T) | | | ſ | 7 | | | |
| 通償却限度額 | 9 | | | | | | | | | | 7 <u>1</u> | 产通 | 鱼價 | 却『 | 艮度 | 額 9 | | | | | | | | | | | |
| 別 償 却 限 度 額(8) (9) | 10 | | | | | | | | | | 4 | 产別 | | 却 | | 額 10 | | | | | | | | | | | |
| 却・準備金方式の区分 | 11 | 償 却 · 準 備 金 | È | 償却 | • 準 | 備金 | 償 | 却 • | 準 備 | 金 | ſ | 却 | ・準備 | a 金 方: | 式の区 | 分 11 | 償 刦 | • 準 | 備金 | f | 賞却 | • 準 (| 带 金 | 償 | 却 • | 準備金 | ţ |
| 適 | | 用 要 | | 件 | | 等 | 1 | | | | | | | | 適 | į | 用 | | 要 | | 件 | | 等 | | | | |
| 恩 定 地 方 公 共 団 体こよ る 指 定 年 月 日 | | 平 • • | | 平 | • | | 平 | • | | | | | | 方 公 指 定 | | | 平 | • | | 平 | : . | • | • | 平 | ٠ | | |
| 复興産業集積区域の名称 | 13 | | | | | | | | | | í | 興 | 産 業 集 | 養積区: | 域の名 | 称 13 | | | | | | | | | | | |
| : の他参考となる事項 | 14 | | | | | | | | | | | · の f | 他参 | 考とな | よる事 | 項 14 | | | | | | | | | | | |
| 7.06改正 | | | - | | | | ' | | | | 26 | 06改正 | | | | | | | | ' | | | | | | | _ |

改

(22) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表(震三)の記載の仕方

1 この特別償却の付表 (震三) は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発 研究用資産については、この制度の適用はありませんの で、注意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとに この付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」 の括弧の中に記載してください。
- 3 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別 表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載 します。
- 4 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に 該当する資産の名称を記載します。
- 5 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域 法(以下「復興特区法」といいます。) 第4条第2項第 4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用 資産の所在地を記載します。

- 6 「資産の用途(開発研究の目的) 4」には、例えば、 「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等 のように開発研究用資産の用途(開発研究の目的)を記 載します。
- 7 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記 輸します

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、 圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法に より経理しているときは、その積立額(積立限度超過額 を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載しま す。

- 8 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別 償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業(同法第2条第3項第2号イ(福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる事業をいいます。)を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
- (2) 「復興産業集積区域の名称13」には、例えば「○○ 復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称 を記載します。
- (3) 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発 研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載して ください。

(25) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表(震三)の記載の仕方

正

1 この特別償却の付表 (震三) は、法人が東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。)第17条の5第1項 《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償 却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発 研究用資産については、この制度の適用はありませんの で、注意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとに この付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」 の括弧の中に記載してください。
- 3 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別 表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載 します。
- 4 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に 該当する資産の名称を記載します。
- 5 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域 法(以下「復興特区法」といいます。)第4条第2項第 4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用 資産の所在地を記載します。

- 6 「資産の用途(開発研究の目的) 4」には、例えば、 「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等 のように開発研究用資産の用途(開発研究の目的)を記 載します。
- 7 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記 載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、 圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法に より経理しているときは、その積立額(積立限度超過額 を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載しま す

- 8 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別 償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立て るかの区分に応じ、該当するものを〇で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復 興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画 に定められた産業集積事業(同法第2条第3項第2号 イ(福島復興再生特別措置法第64条の規定により読み 替えて適用する場合を含みます。)に掲げる事業をい います。)を実施する指定事業者として認定地方公共 団体に指定された年月日を記載します。
- (2) 「復興産業集積区域の名称13」には、例えば「○○ 復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称 を記載します。
- (3) 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発 研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載して ください。

改

正

前

表

震

四

川

業

m²)

m²)

Щ

円

15、18、30 又は36

100

僧 却 · 進 備 令

株式数又は

出資金の額

亚

改

正

後

付 表 震

五

兀

結

年

度

50又は70

100

m²

. 無

該 当 ・ 非 該 当

· 無

年)

であるものの戸数 27.06改正

適 正 家 賃 要 件

該当する各独立部分の戸数

(20)のうちその床面積が50㎡以上

19

該 当 ・ 非 該 当

該 当 ・ 非 該 当

該 当 · 非 該 当

適 正 家 賃 要 件 19

該当する各独立部分の戸数 20

(20)のうちその床面積が50㎡以上

であるものの戸数

26.06改正

該 当 ・ 非 該 当

該 当 ・ 非 該 当